

## 三重DMA T派遣要請の考え方（案）

### 1. はじめに

この考え方は、三重DMA T運営要綱（以下「DMA T運営要綱」という。）及び三重DMA T運営計画（以下「DMA T運営計画」という。）に基づき実施する災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）の派遣に関して、派遣要請等に係る具体的な手順等を定め、円滑な運用を図ることを目的とする。

### 2. DMA Tの概要

地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故といった災害の急性期に、迅速に救出・救助部門と合同して救急医療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療チームのこと。

### 3. 三重DMA T指定病院一覧（H31. 4. 1現在）

医療機関名	災害医療圏	チーム数
三重北医療センターいなべ総合病院	桑名	1
県立総合医療センター	四日市	4
市立四日市病院	四日市	2
鈴鹿中央総合病院	鈴鹿	2
三重大学医学部附属病院	津	3
三重中央医療センター	津	3
上野総合市民病院	伊賀	1
名張市立病院	伊賀	2
松阪市民病院	松阪	3
済生会松阪総合病院	松阪	3
松阪中央総合病院	松阪	2
伊勢赤十字病院	南勢志摩	5
県立志摩病院	南勢志摩	2
尾鷲総合病院	紀北	1
紀南病院	紀南	1

## 4. 三重DMA Tの待機及び派遣要請基準（DMA T運営要綱を要約）

### [1] 待機要請

知事は、自然災害又は人為災害が発生し、医療の支援が必要な可能性がある場合は、指定病院に三重DMA Tの待機を要請する。

但し、次の場合は知事からの待機要請を待たずに、指定病院の長は三重DMA Tを待機させる。（自動待機）

- ①三重県内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- ②東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
- ③三重県外で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ④津波警報（大津波：3m以上）が発表された場合
- ⑤国内で大規模な航空機墜落事故が発生した場合
- ⑥その他、指定病院が三重DMA Tの待機を要すると判断した場合

### [2] 派遣要請

知事は、下記の派遣基準に照らし、三重DMA Tを派遣することが効果的であると判断したときは、指定病院の長に対して三重DMA Tの派遣を要請する。

#### 【派遣基準】

- (1) 三重県内において、以下の災害が見込まれる場合
  - ①震度6弱以上の地震又は死者数が2人以上若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害
  - ②南海トラフ地震
- (2) 県内における災害被災者の救出に時間が要する等、三重DMA Tを派遣し対応することが効果的であると認められる場合
- (3) 国あるいは他都道府県から三重DMA Tの派遣要請があった場合

## 5. 三重DMA Tの派遣要請の具体的手順

### (1) 三重DMA Tの待機要請

①県は、前記「4 [1] 待機要請」基準に照らし、DMA Tの待機が必要と判断した場合、EMISまたは電話によりDMA T指定病院に待機要請を行う。  
但し、自動待機基準に該当する場合は、県からの連絡を待たずに待機する。  
※なお、大規模な事故の発生など局所災害時には、一部のDMA T指定病院のみ待機要請を行うこともある。

### [待機の方法]

- ・DMA T隊員は、待機の必要があるときは、所属するDMA T指定病院に参集する。但し、DMA T指定病院の長がその必要がないと認めたときは、自宅待機とすることができますが、必要に応じ直ちに参集できる体制をとる。
- ②県は、EM I Sを「警戒（災害）モード」に切り替える。
- ③DMA T指定病院は待機状況についてEM I Sへ入力する。

### (2) 三重DMA Tの派遣要請

#### < A. 県内外大規模災害発生時 >

- ・県は、前記「4 [2] 派遣要請」基準に照らし、三重DMA T・SCU連絡協議会会長と調整のうえ、DMA Tの派遣が必要と判断した場合、電話またはEM I SによりDMA T指定病院に派遣要請を行うとともに、「三重県DMA T調整本部」を設置する。
- ・県からの派遣要請は、原則として、下記の順に行う。但し、DMA Tの待機状況や被災地域を勘案し柔軟に対応する。

#### 【三重DMA T派遣順（案）】

派遣順	医療機関名	チーム数	備考
1	県立総合医療センター	4	基幹・救命救急センター
2	伊勢赤十字病院	5	救命救急センター
3	三重大学医学部附属病院	3	救命救急センター
4	市立四日市病院	2	救命救急センター
5	三重中央医療センター	3	
6	松阪市民病院	3	
7	済生会松阪総合病院	3	
8	鈴鹿中央総合病院	2	
9	松阪中央総合病院	2	
10	名張市立病院	2	
11	県立志摩病院	2	
12	三重北医療センターいなべ総合病院	1	
13	上野総合市民病院	1	
14	尾鷲総合病院	1	
15	紀南病院	1	

※各病院から1チームずつの派遣を基本とする。

## <B. 県内局所災害発生時>

県内で局所災害（交通災害や爆発、崩壊など限られた範囲で発生した災害をいう。）が発生した場合には、初動期の迅速な対応が特に求められる。

### 【局所災害の特徴】

- ・災害現場以外に被害はない。（電話やFAX等の各種通信機能、医療機関における診療機能が十分活用できる。）
- ・広域災害時のように一定の情報収集を経て派遣すべき地域等を選定する必要がない分、D MATの派遣依頼に直ちに応えられる。
- ・災害現場からの情報提供がないとD MATの派遣要請の要否判断が難しい場合がある。

### 【局所災害時の三重D MATの派遣】（別紙フロー図参照）

- ① 局所災害を覚知した消防機関は、D MATの派遣が効果的と判断した場合、直接最寄りの救命救急センターに指定されているD MAT指定病院（最寄りの救命救急センター）にD MATの派遣を依頼することができる。
  - ② 消防機関からD MATの派遣依頼を受けたD MAT指定病院（最寄りの救命救急センター）の長は、上記の特徴を踏まえ、消防機関からの情報に基づき、前記「4 [2] 派遣要請」基準に照らし、D MATの派遣が効果的であると判断したときは、知事の要請を受ける前にD MATを派遣することができる。
  - ③ 消防機関から派遣依頼を受けたD MAT指定病院（最寄りの救命救急センター）の長は、災害の状況や自院の体制に鑑みD MATを派遣する場合、以下の対応を行う。
    - ア. 自院からD MATを派遣する。
    - イ. 自院以外のD MAT指定病院の長と協議のうえ、自院以外のD MATを派遣する。
  - ④ 消防機関から派遣依頼を受けたD MAT指定病院（最寄りの救命救急センター）の長は、D MAT派遣可否の決定後、消防機関に派遣可否（派遣する場合は派遣する病院情報）について連絡する。
  - ⑤ D MATを派遣する病院は、必要に応じて、D MATの派遣情報等について消防機関と連絡・調整を行う。
  - ⑥ D MATを派遣した指定病院の長は、D MATを派遣した旨を速やかに県に報告し、その承認を得るものとする。
- ※局所災害時におけるD MAT派遣事例があった場合は、関係機関により事後に検証を行う。

### **D M A T 派遣が効果的と考えられる例**

・交通災害や土砂災害など発生した災害に起因して、多数（15名以上）の傷病者の発生が見込まれる場合 など

※なお、救急車の保有台数など地域の消防機関の状況を勘案して、柔軟に判断する必要がある。

### **6. 連絡先**

D M A T 指定病院と県は、D M A T の派遣要請や情報共有を迅速・的確に行うため、別紙のとおり連絡先を共有する。なお、電話による派遣（待機）要請は原則として別紙連絡先に行う。

## ☆DMAT 指定病院連絡先

この連絡先は、災害時におけるDMAT 指定病院と県とのDMAT の派遣要請や情報共有を迅速・的確に行うこととする目的として共有するものであり、その他の目的で使用しないこと。また、個人情報（携帯電話番号）を含むことから、管理・取り扱いについては十分に注意すること。

指定病院名等	第1連絡先		第2連絡先	
	名前	携帯電話番号	名前	携帯電話番号
いなべ総合病院	〇〇 〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	△△ △△	△△△-△△△-△△△△△
県立総合医療センター				
市立四日市病院				
鈴鹿中央総合病院				
三重大学医学部附属病院				
三重中央医療センター				
上野総合市民病院				
名張市立病院				
松阪市民病院				
済生会松阪総合病院				
松阪中央総合病院				
伊勢赤十字病院				
県立志摩病院				
尾鷲総合病院				
紀南病院				
三重県地域医療推進課				

## 県内局所災害時における DMAT 派遣フロー図

